分別収集物の品質調査等に関する業務委託仕様書(認定計画)

1. 件名

「令和7年度プラ法33条に基づく分別収集物の組成調査及び品質調査に係る立会い業務委託について」

2. 業務目的

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラ法」という。)の33条に基づき、プラスチックの再商品化事業を円滑に推進するためには、市町村及びに一部事務組合(以下「市町村等」という。)から再生処理事業者に引き渡される分別収集物の品質向上が必要不可欠である。

本委託業務では、プラ法33条に基づき市町村等から再生処理事業者に引き渡される分別収集物を対象に、市町村等が実施する品質調査に立会い、引取基準への適合性に基づいた品質の評価及び「容リプラ」「製品プラ」の分別結果による比率を確認すると共に、その調査結果について、市町村等、再生処理事業者、当協会の3者による署名を以て合意とし、再商品化費用の負担割合を確定させるものである。

3. 業務委託先の要件

本業務は、容り法及びプラ法に定められた指定法人として再商品化事業に係る公共性の高い業務を請け負うことから、委託先の事業者には中立性を有し、高い倫理水準により経営が行われていることが求められるため、以下の4要件を満たすことを業務委託先の要件とする。

- (1) 容リ法及びプラ法に関係の深い再商品化事業者や特定利用事業者など特定の企業・団体と 資本上や取引上等で密接な関係を有していないこと。
- (2) 重大な法令違反や企業倫理に反する行為が過去1年以内に無いこと。
- (3) 反社会的勢力等に該当しないことに関して、年度ごとに協会が定める表明確約書を提出すること。
- (4) 個人情報保護に関し、協会が定める誓約書(契約時のみ) 及び 管理報告書(年度ごと)を提出すること。

4. 委託業務内容

- (1) 市町村等から引き渡されるプラ法33条認定計画に基づく分別収集物に関して市町村等が主催する品質調査への立会い
 - 1)調査立会いの対象

令和7年度プラ法33条の認定計画に関して、市町村等から再生処理事業者に引き渡される 分別収集物を対象として、市町村等が実施する品質調査に立会いを実施する。

「立会い」は、市町村等が行う品質調査等の場において、品質調査等が適切に行われていることを確認し、必要に応じて質問又は意見を述べることまでを業務に含むものとする。なお、立会いにおいて確認した事項、質問及び意見の内容については、立会い報告書に記載し、協会に報告する。

また、引取基準の適合性に基づく品質評価、及び「容リプラ」「製品プラ」の比率を確認する。更にその確認内容について、市町村等、再生処理事業者、当協会の3者による署名を以て合

意とし、再商品化費用の負担割合を確定させる。

2)調査立会いの場所

再生処理事業者の再生処理工場にて現地で実施する。 ただし、市町村等が特に指示した場合に他の場所で実施する場合がある(例:保管施設や中間処理施設等)。

3)調查実施時期

プラ法33条認定計画市町村等の分別収集物における品質調査立会いの時期を下記のとおりとする。

- ①当年度のプラ法33条認定計画申込みにおける「容リプラ」と「製品プラ」の比率確定の ための組成調査(当該市町村が申込事前調査を実施せず仮比率で認定を受けた場合): 開始初月中を目途に行われる調査への立合い。
- ②分別収集物品質調査 : 年間一回調査立会い(①に該当しない場合)。
- 4)調査立会い実施者
 - ①当調査には、協会が委嘱した業務委託先の調査員が立会いをする。
 - ②当調査の作業は、市町村等及び再生処理事業者が主体で実施する。
- 5) 調査立会いスケジュール管理 調査日程は、市町村等からの連絡を受けた上で、調整を行い決定する。
- 6) 評価結果の確認

協会の委嘱した業務委託先の調査員が品質評価結果及び「容リプラ」と「製品プラ」の 比率の結果確認をする。

- 7) 評価項目と評価基準
 - ①評価項目

「適合分別収集物比率」。

②確認項目

「容リプラ」と「製品プラ」の比率。

③評価基準

市町村等と再生処理事業者で「引取りの対象物」として取り交わされた書面等。 (例: 容り協会の示す「引取り品質ガイドライン」)

- 8)調查結果報告
 - ①調査結果の記録書及び立会い3者による署名書面のコピー及び立会い報告書。 実施後1週間を目処に報告。
 - ②市町村等からの「①のPDF書面」(後日送付)。
- (2) プラ法33条分別収集物品質調査立会いに関する効果的な改善提案

必要に応じて、品質調査立会いにおける課題を取りまとめ、協会に改善提案を行う。また、協会と四半期ミーティングを行い、適時に問題点を共有すること。

(3) 立会いに関する調査員教育

委託業務を滞りなく行うために、当品質調査立会いを実施する調査員に対して、作業内容の周知、訓練、研修、その他必要な教育について年度を通して計画的に実施すること。

(4) 委託業務全般の監査

委託業務全般について、協会と取り交わしている契約書等の条項に適切に対応し、業務が支障なく遂行されていることを確認するための、内部監査を契約年度内に実施し、結果を協会へ報告すること。

5. 品質調査時の身分について

本委託業務に携わる調査員は、協会プラスチック容器事業部の「ベール品質調査員」として、協会の指示を受け、市町村等が実施するプラ法33条認定計画に関する分別収集物の品質調査の立会いを行う。

委託業務遂行時は、協会の倫理規程に基づき行動し、協会の社会的信頼の維持・向上を図るものとする。

6. 成果物

- (1) 当該調査結果の記録書「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における再商品 化計画の認定に係る分別収集物の品質調査記録書」(立会い3者のサイン済みのもの)のコピー。
- (2) 上記(1)のPDF資料(後日送付)。

以上

◇ 補足資料:用語の定義

▼ 補足負担・川町の足	7.4
容リ法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」 (平成7年法律第112号)
プラ法	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 (令和3年法律第60号)
容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物 (廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物であるものに限 る。)
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に 規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第11条第2項に基づき 市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ
容リ法ベール	容リ法に基づく分別基準適合物のベール
プラ法ベール	プラ法32条に基づく分別収集物のベール
市町村等	市区町村及び一部事務組合
分別基準適合物	市町村等が一般廃棄物として分別収集した「容リプラ」
分別収集物	市町村等が一般廃棄物として分別収集した『「容リプラ」+「製品 プラ」+「産廃プラ」』(市町村等が申込む対象範囲により異な る)
令和7年度	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 4月1日から9月30日までを「前(上)期」、 10月1日から翌年3月31日までを「後(下)期」 契約を更新した場合は、年数を更新年度に合わせるものとする。